

# 福島県感染拡大警報強化版

## (BA.5 対策強化宣言)



令和4年8月12日～31日  
**福島県**

# 福島県感染拡大警報強化版

(BA.5 対策強化宣言)



- 1 **基本的な感染対策の再点検と徹底**
- 2 **陽性になった場合の備え**
- 3 **速やかなワクチン接種**
- 4 **検査のさらなる活用**
- 5 **効果的な換気**
- 6 **移動時の注意喚起**
- 7 **子どもと高齢者の感染対策**
- 8 **事業所での感染対策**
- 9 **医療を守る対策の強化**

# I 基本的な感染対策の再点検と徹底

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 場面に応じてマスクを正しく着用してください。
- 感染リスクの高い場面（3密や混雑、大声を出す）を避けてください。
- 普段会わない人と会うときは、より一層注意をしてください。
- のどの痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、外出を控え、会食やイベント等、多くの人が集まる場所に行かないようにしてください。
- 会食は、黙食とし、会話時にはマスクを着用してください。また、人と人との距離を十分に確保し、短時間としてください。

## Ⅱ 陽性になった場合の備え

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 高齢者や基礎疾患がある方を感染から守るために、家中での生活動線の分け方を事前に家族で相談しましょう。
- 以下のような生活必需品を数日分ストックしておきましょう。
  - 食料（主食、缶詰・インスタント食品、ゼリー飲料など飲みやすいもの）
  - 日頃服用している薬や常備薬、解熱剤
  - 生活用品・衛生用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、洗剤、紙おむつ等）、消毒用品

# Ⅲ

## 速やかなワクチン接種

(※予防接種法第8条接種推奨及び第9条努力義務)



- 新型コロナウイルスワクチンの接種による発症予防効果や重症化予防効果は、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。一方で、3回目接種によって、低下した予防効果が、高まるという報告がされています。
- 新型コロナウイルス感染症者は高齢者ほど重症化しやすいことが明らかとなっており、4回目接種により、高い重症化予防効果が得られます。以下の対象者で未接種の方は、速やかなワクチン接種の検討をお願いします。
  - ・ 60歳以上の方
  - ・ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方
  - ・ 18歳以上60歳未満で医療機関等の従事者の方
- まだ、一度も接種されていない方を含め、ワクチン接種がお済みでない方は、速やかなワクチン接種をお願いします。
- 5歳以上11歳以下のお子さまについても、ワクチン接種についてご検討ください。

# IV 検査のさらなる活用

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 感染不安を感じる県民の方や、帰省等で地元の高齢の親族の方と接する予定の方等（無症状者に限る）を対象に、無料で検査が受けられる機会を提供しています。積極的に活用してください。
- また、濃厚接触者または症状がある方のうち、重症化リスクの少ない方には、抗原定性検査キットを無償で配布します。

# V 効果的な換気

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 換気扇等による常時換気、2方向の窓開け換気等、十分な換気量を確保してください。
- 十分な外気の取り入れ・排気により、空気のおどみを解消する、空気の流れに対して平行にパーティションを配置する等、感染を防ぐための空気の流れに配慮をしてください。
- 換気量を確保するため、定期的に機械換気装置の点検やフィルターの清掃をしてください。

# VI 移動時の注意喚起

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 移動先の感染情報を把握し、混雑する場所や感染リスクの高い場所では、マスクの正しい着用や人と人との距離の確保等に注意し、感染対策を徹底してください。
- 移動中の車内でもマスクの正しい着用や換気を行う等、感染リスクに注意し、感染対策を徹底してください。
- 夏休みやお盆の時期には、イベント（旅行、お祭り、BBQ）等で、普段会わない人と会う機会が多くなりますので、基本的な感染対策を徹底してください。



# Ⅶ 子どもと高齢者の感染対策

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 部活動や放課後児童クラブ等において、感染防止対策を徹底してください。
- 家庭において、検温等により体調を確認し、少しでも症状があれば、部活動等に参加しないようにしてください。
- 混雑する場所への外出や会食、イベント等への参加など、感染リスクの高い行動を控えてください。特に、高齢の方や基礎疾患のある方、周圀の方は、意識して行動してください。
- 高齢者施設や児童福祉施設等においては、利用者・職員の感染対策を徹底し、感染拡大を防止してください。

# VIII 事業所での感染対策

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- 従業員等の手指消毒、マスク着用の徹底、換気励行などの感染対策を徹底してください。
- 在宅勤務（テレワーク）等の人と人との接触を減らす取組を推進してください。
- 従業員等の日々の健康管理を徹底するとともに、夏季休暇やお盆明け等、体調に少しでも違和感がある場合は出勤させないようお願いします。
- 従業員が休みやすい環境づくりと、従業員が休んでも事業を継続できる取組を推進してください。
- 感染者・濃厚接触者となった従業員の休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないでください。

# IX 医療を守る対策の強化

(※特措法第24条第9項に基づく要請)



- 医療機関における感染拡大は、医療体制のひっ迫につながる恐れがあります。医療従事者等に感染を広げない行動を取ることを徹底してください。
- 医療機関（救急外来等）の利用適正化に協力をお願いします。
  - 緊急を要する場合を除き、救急外来の診療は避け、通常の診療時間内に受診をしてください。
  - 感染の有無を確認する検査のためだけの受診は控えてください。